

15歳未満の人又は成年被後見人のマイナンバーカードの受領について

15歳未満の人又は成年被後見人がマイナンバーカードを受領する際には、法定代理人が本人に同行してください。

ただし、15歳未満の人が児童福祉法に定める都道府県による委託を受けた里親等(※)に監護されている場合、又は同法に定める児童福祉施設に入所している場合で、法定代理人の同行が困難な場合は、里親等又は児童福祉施設職員が本人に同行してください。

なお、15歳未満の人又は成年被後見人が単独で個人番号カードを受領することはできません。

※里親等：児童福祉法に定める都道府県による委託を受けた里親もしくは小規模住居型児童養育事業を行う者

受領の際に必要な書類

1	本人の「マイナンバーカード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」(はがき)
2	本人の「通知カード」(所持している人のみ)
3	本人の「個人番号通知書」(所持している人のみ)
4	本人の「住民基本台帳カード」(所持している人のみ)
5	本人の「マイナンバーカード(マイナンバーカード再交付申請者のみ)」

6 本人確認書類	
① 15歳未満の人又は成年被後見人の本人確認書類【2(3)の中から次のア、イ又はウ】 ア Aを1点 イ Bから2点 ウ BとCから1点ずつ	② 本人に同行する人についても同様に本人確認書類【2(3)の中から次のア、イ又はウ】 ア Aを1点 イ Bから2点 ウ BとCから1点ずつ

7 代理権の確認書類	
① 15歳未満の人 ・親権者等の場合 戸籍謄本その他その資格を証明する書類(ただし、次の場合は省略可。本籍地が奥州市の場合、本人と法定代理人とが同一世帯の親子の場合、本人と法定代理人とが同一世帯で本人の法定代理人である旨を誓約していただく場合) ・里親等の場合 里親等の資格を証する書類及び法定代理人の同行が不適當又は困難であることの事情説明書(様式任意) ・児童福祉施設職員の場合 施設職員としての資格を証する書類及び法定代理人の同行が困難であることの事情説明書(施設長の署名が入ったもの・様式任意)	
② 成年被後見人：登記事項証明書の原本	